

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	法人名		
円	円		
15	2,000万円× $\frac{1}{12}$		
16	所得金額総計 (別表四「31の①」)		
17	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「12」又は「24」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)		
18	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「13」+別表十七(三の二)「31の計」)		
19	法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「17」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。)の受取額)		
20	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「42」)		
21	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(三)「19」)		
22	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(三)「20」又は「22」)		
23	沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)		
24	収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(六)「18」、「33」、「38」、「43」及び「48」)		
25	肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(七)「22」)		
26	課税済留保金額の損金算入額 (別表十七(二の二)「35」)		
27	課税対象留保金額等の益金算入額 (別表十七(二)「40」+別表十七(三)「36」)		
28	所得等の金額 (16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)-(22)+(23)+(24)+(25)+(26)-(27)		
29	所得基準額 (28)×40%		
30	留保控除額 (14)、(15)又は(29)のいずれか多い金額)		
31	課税留保金額 (7)-(30)		
留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額			
32	円 年3,000万円相当額以下の金額 (31)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか少ない金額)	36	円 の10%相当額
33	円 年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (31)-(32)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(32))のいずれか少ない金額)	37	の15%相当額
34	円 年1億円相当額を超える金額 (31)-(32)-(33)	38	の20%相当額
35	円 計(31) (32)+(33)+(34)	39	計 (36)+(37)+(38)

御注意

1 「14」欄には、「13」欄がマイナスの金額であるときは、「9」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「33」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「31」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

2 平成21年3月31日以前に開始する事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表三(一)(旧別表三(一))を御使用ください。